

# 重要事項説明書

## 白寿園相談支援事業所

特定相談支援事業（弘前市指定 第0230200347号）

障害児相談支援事業（弘前市指定 第0270200231号）

の指定を受けています

社会福祉法人 沢 朋 会

当事業所はご契約者に対して指定特定相談支援サービス、指定障害児相談支援サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 目 次

1.事業者	1
2.事業所の概要	1
3.事業実施地域及び営業時間	2
4.職員の配置状況	2
5.当事業所が提供するサービス	2
6.利用料金	4
7.サービス利用に関する留意事項	4
8.苦情の受付について	5
9.秘密保持と個人情報の保護について	5
10.その他	6
<重要事項説明書付属文書>	7

## 重要事項説明書

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 沢朋会
- (2) 法人所在地 青森県弘前市大字大沢字稲元3番地2
- (3) 電話番号 0172-92-2031
- (4) 代表者氏名 理事長 小田桐 孝夫
- (5) 設立年月日 昭和59年12月25日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定特定相談支援  
令和5年4月1日指定（弘前市指定 第0230200347号）  
指定障害児相談支援  
令和5年4月1日指定（弘前市指定 第0270200231号）
- (2) 事業所の目的  
当事業所は、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、利用者に対する適切な基本相談支援、特定相談支援、障害児相談支援を提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 白寿園相談支援事業所
- (4) 事業所の所在地 青森県弘前市大字大沢字稲元3番地2
- (5) 電話番号 0172-92-2031
- (6) 事業所管理者名 小田桐 匡希
- (7) 事業所の運営方針  
当事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者又は利用者の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して特定相談支援及び障害児相談支援の事業を行う。
- (8) 開設年月日 令和5年4月1日

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の仕事の実施地域 弘前市 平川市 大鰐町 藤崎町 黒石市 青森市浪岡  
五所川原市 板柳町 鶴田町

## (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日
受付時間	月～土 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～土 8時30分～17時30分

(12月31日～1月3日を除く。ただし24時間連絡がとれる体制を確保し、緊急時には対応いたします。)

## 4. 職員の配置状況

### <主な職員の配置状況>

\* 職員の配置については、指定の基準を厳守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 事業所管理者	1		1名	管理運営
2. 相談支援専門員	3		1名	相談支援
3. 事務員	1			事務に関すること

## 5. 当事業所が提供するサービス

### <サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成>

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画、障害児支援利用計画を作成します。

### <サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成の流れ>

- (1) 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する。利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。
- (2) サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者等（障害児相談支援の場合は指定障害児通所支援事業者等）に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。
- (3) 利用者についてのアセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス等（障

害児相談支援の場合は指定通所支援）が提供される体制を勘案して、アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、モニタリング期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画、障害児支援利用計画の原案を作成する。

(4) サービス等利用計画、障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等について、自立支援給付費（障害児相談支援の場合は障害児通所給付費）の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。

(5) 支給決定（障害児相談支援の場合は通所給付決定）を踏まえてサービス等利用計画、障害児支援利用計画の原案の変更を行い、障害福祉サービス事業者等の担当者を招集して、サービス担当者会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の開催等により、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の原案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的見地からの意見を求める。

(6) サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画、障害児支援利用計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。

#### <サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成の便宜の供与>

(1) サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成後、実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行う。

(2) 福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行うとともに、必要に応じてサービス等利用計画、障害児支援利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行う。

(3) モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。

#### <障害児者支援施設等への紹介>

ご契約者が居宅において日常生活を営む事が困難となったと認められる場合または利用者が障害児者支援施設等への入院または入所を希望する場合には、障害児者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

## 6. 利用料金

### (1) サービス利用料金

指定特定相談支援、指定障害児相談支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、法定代理受領を行わない相談支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

## (2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、交通費の実費をいただきます。但し、通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道おおむね 1 キロメートルにつき 100 円 なお、交通費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとします。

## 7. サービス利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に担当の相談支援専門員を決定します。

### (2) 相談支援専門員の交替

#### ① 事業者からの相談支援専門員の交替

事業者の都合により、相談支援専門員を交替することがあります。

相談支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### ② ご契約者からの交替の申し出

選任された相談支援専門員の交替を希望する場合には、当該相談支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して相談支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者からの特定の相談支援専門員の指名はできません。

### (3) 入院する必要がある場合

指定特定相談支援、指定障害児相談支援の提供の開始後、もし入院された場合、担当相談支援専門員の氏名と当事業所の連絡先を入院先医療機関に提供してください。

## 8. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者） [事業所 管理者] 小田桐 匡希

○ 受付期間 月曜日 ～ 土曜日 8:30 ～ 17:30

(ただし 12 月 31 日～1 月 3 日を除く)

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

弘前市役所 (福祉部障がい福祉課)	所在地 電話番号 受付時間	弘前市上白銀町1の1 0172-40-7122 8:30 ~ 17:00
青森県運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	青森市中央三丁目20番30号 017-731-3039 9:00 ~ 17:00

## 9. 秘密保持と個人情報の保護について

(利用者及びその家族に関する秘密の保持について)

- (1) 事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した（医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン）を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である機関及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

(個人情報の保護について)

- (1) 事業者は利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (2) 事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示する事とし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. サービス提供における事業者の義務

当事業者では、ご契約者に対してのサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した指定特定相談支援、指定障害児相談支援についての記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の相談支援事業所の利用を希望する場合、その他のご契約者からの申し出があった場合、ご契約者に対し、直近の居宅サービス経過及び、その実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、相談支援専門員または従業員は、指定特定相談支援、指定障害児相談支援を提供する上で知り得たご契約者及びそのご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
但し、サービス担当者会議など利用者、家族等の情報提供についてはあらかじめ同意をお願い致します。

### 2. 損害賠償について

事業所の責任によりご契約者に生じた損害は、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生については、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の受給者証の有効期間満了日までですが、契約期間満了日の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事ができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 当事業所が弘前市の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ④ ご契約者から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑤ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

#### (1) ご契約者からの契約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者からの利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日までに解約届出書をご提出してください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成したサービス等利用計画、障害児支援利用計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める指定特定相談支援及び指定障害児相談支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは相談支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは相談支援専門員が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、そのほか本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### (2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただく事があります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の報告を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意にまたは重大な過失により事業所またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

### 4. 個人情報について

#### (1) 使用目的

- ① 指定特定相談支援、指定障害児相談支援の提供を受けるにあたって、相談支援専門員とサービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議などにおいて、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- ② 上記①の他、相談支援専門員またはサービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- ③ 現にサービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩しましたは怪我等で病院へ行った時で、医師・看護師等に説明する場合。

#### (2) 提供する関係機関

- ① サービス等利用計画、障害児支援利用計画に掲載されているサービス事業所
- ② 病院または診療所（体調を崩しましたは怪我等で診療することとなった場合等）

#### (3) 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

(4) 使用する条件

- ① 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。